

#### IV. 特記事項

本学では、平成 21(2009)年度に都城市に都城市との公私協力で都城キャンパスを開設し、そこに高鍋キャンパスの園芸学部と環境造園学部を移転することになっている。

以下、両学部移転の理由、都城キャンパス開設後の構想、移転に際しての留意事項、都城市との協定書の内容について記す。

##### 1. 園芸学部及び環境造園学部の移転の理由

###### (1) 社会立地上の不利性からの脱却

①高鍋キャンパスは経済学で言う限界地に位置する。18歳人口の減少により大学全入時代となり志願者確保の不利性は一層高まってきた。これを克服するためには2つの方法がある。一つは校舎等の整備により魅力的なキャンパスを作ることである。そこで本学ではここ10年来多額の資本投下を進めて実行してきたが、これ以上の資本投下は財政的に困難である。

②もう一つの方法は、限界地から都市への脱出である。東京で見られる多くの大学の都心回帰の論理と基本的に同じである。充実した地域インフラは、本学のような小規模大学にこそ必要であると考えられる。

以上2点の不利性の克服が、都城キャンパスでは可能となる。市街地で、高鍋キャンパス同様の魅力ある施設を建設すれば、学生募集の効果が高まり存続発展の道が開ける。

###### (2) 自然立地上の不利性からの脱却

①高鍋キャンパスは住宅街から離れた丘陵地に孤立して存在し、市街地とのアクセスが悪く、通学手段の負担や夜間の通学道の防犯上の問題点があり、従来から市街地の平地へのキャンパス移転は学生の大きな要望であった。

②他大学にひけを取らない充実した施設を有する美しい高鍋キャンパスが、付近を通るJRからも10号線からも人目に触れず、キャンパスのPR効果、大学の認知度が高まらないという不利性があった。

以上2点の不利性が、平地に位置する都城キャンパスでは解消する。

###### (3) 都城市への移転理由

①(1)(2)の条件は、宮崎市でもクリアできるが、都城市は人口17万人の都市でありながら大学空白地域で、移転すれば唯一の大学として、大学への地域からの要望も集中し、それへの対応が地域貢献となり、ひいては本学の成長発展をもたらしてくれる。

高校生の進学流出の歯止め、市民講座・社会人入学の実現、多様な産官学連携等により、地域の活性化と本学の成長発展という持続的相互協力関係の構築が可能になる。

②都城市は大学誘致を市の重要な方針としており、移転に際して行政支援が受けられることも、都城市を選択する大きな誘因となった。基本的に学校といえども事業体である以上、独立採算が原則であるが、公私協力による初期投資への支援は、キャンパス整備と開設後の新学部学科増設を加速化する効果があり、本学と都城市双方にメリットがあると考えられる。

## 2. 都城キャンパス開設後の構想

### (1) 運営

開設時に都城市の行政支援を受けるが、以後は高鍋キャンパス同様に学校法人南九州学園が独立運営する。ただし、都城市との連携強化を図るために、学園評議員（学識経験者枠）として、平成 21（2009）年度から都城市代表を加える。

### (2) 魅力ある大学作り

入学者数の安定的な確保を図るため、魅力ある大学づくりを目指していく。

- ①市内高校生の進学需要に対応した、新分野の新学部開設に努める。
- ②施設等ハード面の更なる整備、カリキュラム改善、学生サービスの充実に努める。
- ③他大学等との単位互換協定、国外研修、留学生受け入れを推進し、大学の国際化と質的向上を図る。
- ④市内高校生の入学優遇策を講じる。指定校特待生制度の採用、出前講義及び本学での市内高校生の科目等履修生受け入れによる入学前単位交付等。
- ⑤就職希望者の完全就職、進学希望者の全員合格に向け対策を強化する。
- ⑥農業及び地場食品産業との研究連携を強化し、産業貢献と人材供給に努める。
- ⑦地域の知の拠点として、社会人及び科目等履修生を積極的に受け入れ、また市民対象の公開講座及び講演会を開催する。
- ⑧開かれた大学として図書館及び体育館等の施設開放に取り組む。
- ⑨学生の課外活動、アルバイト、ボランティア活動を支援し、社会性のある学生を育て、合わせて地域の活性化に貢献する。

## 3. 移転に際しての留意事項

### (1) 都城市への要望

キャンパス建設への行政支援とは別に、以下の協力をいただく。

- ①学生の下宿，アパートの確保への協力。
- ②校地拡充への協力。

### (2) 高鍋キャンパスの跡地利用について

教職員、OB、高鍋町関係者の諸意見を踏まえて決める。たとえば以下のような案を検討する。

- ①本学の事業部、研究所、学生の合宿実習センター等として利用する。
- ②何らかの学校を誘致する。
- ③福祉施設等他目的施設として利用する。

④売却、貸与又は寄贈等。

(3) 学生の引っ越しについて

平成 20 (2008) 年度入学生が高鍋キャンパスでの最後の入学生になるが、彼らが卒業する平成 24(2012)年 3 月までは、高鍋キャンパスで教育を継続する。ただし、それ以前においても在学生の一部又は全部の同意が得られれば、逐次都城市への移転を実施する。その場合、転居に伴う経費は大学が負担する。

4. 都城市との協定書の内容

都城市（以下「甲」という。）と学校法人南九州学園（以下「乙」という。）とは、乙が開設する南九州大学都城キャンパス（以下「都城キャンパス」という。）について、平成 19 (2007) 年 3 月 29 日に以下のような全 8 条からなる協定書を締結した。

(目的)

第 1 条 この協定は、平成 18 年 8 月 29 日甲乙間で取り交わした合意書に基づき、公私協力方式による都城キャンパスの開設について、甲及び乙の責務を明確にし、都城キャンパスが甲及び乙の発展に寄与することを目的とする。

(信義誠実の原則)

第 2 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。  
(都城キャンパスの開設及び学部学科の設置)

第 3 条 都城キャンパスの開設場所、開設時期並びに設置する学部学科及びその定員は、次のとおりとする。

- (1) 開設場所 都城市立野町 3 7 6 4 番地 1
- (2) 開設時期 平成 21 年 4 月
- (3) 設置する学部学科及び入学定員 園芸学部園芸学科 80 人、環境造園学部造園学科 50 人、環境造園学部地域環境学科 50 人

2 乙は、平成 21 年度以降、都城キャンパスに新たな学部学科を設置するものとする。

(基本財産の提供及び財政支援)

第 4 条 甲は、乙に甲の所有する土地（別紙物件目録 1）及び校舎等の建物（別紙物件目録 2）を 20 年間無償で貸し付けるものとし、必要な事項を定めた市有財産使用貸借契約書を締結する。

2 甲は、乙に甲の所有する校舎等の建物（別紙物件目録 3）、設備、備品、校具、教具等（別紙物件目録 4）を無償で譲与するものとし、必要な事項を定めた市有財産無償譲与契約書を締結する。

- 3 甲は、乙に都城キャンパスの開設及び新たな学部学科の設置に要する経費の2分の1を補助する。ただし、20億円を限度とする。
- 4 補助金の交付期間は、平成19年度から平成21年度までとし、3年間にわたり分割して交付する。
- 5 甲は、大学用地内の遺跡発掘調査を甲の負担で実施する。

(運営)

第5条 乙は、都城キャンパスを開設後、乙の責任において大学を運営するものとする。

(連携強化)

第6条 乙は、甲との連携強化を謀るため、甲の代表者を学園評議員（学識経験者枠）として、平成21年度から受け入れるものとする。

(相互協力)

第7条 甲及び乙は、都城キャンパスが将来にわたり地域に開かれた大学として発展するよう大学の持つ専門や特徴をいかし、教育・研究を通して市民、企業、各種団体、行政等と協働して地域づくりやまちづくりに貢献できるよう相互に協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定を変更する場合又はこの協定に実施について必要な事項若しくはこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上、定めるものとする。